

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第61回会議議事録

日 時	令和4年3月17日(木) 午後4時00分～午後6時15分
開催場所	市庁舎18階さくら14会議室
出席者	藤原部会長（WEB会議システムによる出席）、金子委員（WEB会議システムによる出席）、松村委員（WEB会議システムによる出席）
欠席者	なし
開催形態	議事1は公開(傍聴者なし)。議事2及び3は非公開
議 題	<p>1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の整備について</p> <p>2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第60回会議議事録の承認</p> <p>3 大量審査請求に係る課題の審議</p>
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、WEB会議システムによる開催及び議事2及び3の非公開を確認した。</p> <p>1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の整備について</p> <p>ア 条例改正スケジュール及び個人情報の保護に関する法律の改正の概要について</p> <p>（事務局） 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う条例改正スケジュール及び個人情報保護法改正の概要について説明（資料(3)(4)に基づき説明）</p> <p>（藤原部会長） 事務局から説明があったが、意見はあるか。</p> <p>（委員） 意見なし</p> <p>イ 開示の実施方法について</p> <p>（事務局） 横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）の開示の実施方法に係る規定の改正について説明（資料(1)(2)に基づき説明）</p> <p>（松村委員） いくつか実施方法があるが、どの実施方法をとるかは行政機関が定めるのか、それとも請求者が選択できるのか。請求者が選択できるのであれば、規定のどこに書いてあるのか。</p> <p>（事務局） 請求者が選択することができる。改正後の個人情報保護法第87条第3項に規定がある。</p>

- (藤原部会長) 文書をPDF化することを原則とするのか。
(事務局) 条例上はどの方法が原則ということではなく、どの方法も並列で規定することを考えている。
(藤原部会長) セキュリティの観点からPDF化を原則とするという考え方もあると思う。
(藤原部会長) 開示の実施方法について、ほかに意見はあるか。
(委員) その他意見なし

ウ 開示請求に係る手数料の徴収について

- (事務局) 保護条例及び情報公開条例の開示請求に関する手数料の徴収に係る規定の改正について説明（資料(1)(2)に基づき説明）
(藤原部会長) 事務局から説明があったが、意見はあるか。
(松村委員) 法律では開示請求に係る手数料を徴収することを前提で規定されているが、解釈では従来のやり方が許されることとなっているため、現在徴収していないのであれば徴収しないのはやむを得ないと思う。
濫用的な請求に対する対策として開示請求に係る手数料を徴収するという議論はあまりないのか。
(事務局) 国は、本人開示請求については定額で一律の手数料なので、大量の請求があった場合は従量制をとっている横浜市の方が高額となる。
(藤原部会長) ほかに意見はあるか。
(委員) その他意見なし。

エ 開示に関する手数料の額について

- (事務局) 保護条例及び情報公開条例の開示に関する手数料に係る規定の改正について説明（資料(1)(2)に基づき説明）
(藤原部会長) 今までよりやや高くなる場合が出てくるといふことか。
(事務局) そうである。従来はDVD等の媒体の価格のみの負担であったが、媒体の価格に加えて、電子的記録もページ数で徴収するため、ページ数が多い文書については、費用が高くなる。
(事務局) 今までのように実費負担の考え方だと、オンライン交付の場合は実費が発生しないことになる。それは避けたいといふことでこの従量制の料金設定を導入したいと考える。
(藤原部会長) 法律では実費の範囲内と規定されているが問題ないのか。
(事務局) 人件費も含む実費と考えている。
(藤原部会長) ほかに意見はあるか。

(委員) その他意見なし

オ 開示決定等の期限について

(事務局) 保護条例及び情報公開条例の開示決定等の期限に係る規定の改正について説明(資料(1)(2)に基づき説明)

(藤原部会長) 個人情報保護委員会事務局作成の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A案」(以下「Q&A」という。)にはどう書いてあったか。

(事務局) 延長は30日を超えることはできないと書いてある。

(藤原部会長) 現状、延長の割合はどのくらいか。

(事務局) 文書の特定に問題がないような事案であれば延長せずに決定できているはずである。延長して処理した割合は、令和2年度の実績で3割程度である。

(事務局) 事務局としては、請求日からトータルで60日以内に決定すれば、法に反していないと考えている。

(藤原部会長) トータル60日の解釈は十分あり得ると思う。ただし、国がどう思うか。自信があるから法より短く決定期限を設定したのであれば延長期限も30日以内とすべきだという解釈もあるだろう。具体的なデータの根拠等が必要だと思う。

(松村委員) 確かに事務局の解釈も成り立つのではないかと思うが、条文とQ&Aを見たところ、趣旨が違うと言われる可能性もある。ほかの自治体の方向性とも併せておいた方が無難だと思う。ほかの自治体の状況は分かるか。

(事務局) 神奈川県を確認すると、事務局側はQ&Aのとおり進めるしかないとの考えのようだが、それに対し委員が少し違う意見を言っている状況もあるようだ。

(事務局) 決定期限について休日を除き10日以内とした上で、延長期間を30日以内としてしまうと、今後は特例延長のケースが増えてきてしまうと思う。

(藤原部会長) そのとおりだと思う。だから、延長している割合や特例延長の割合の数字の根拠を示してほしい。

(松村委員) 条文の規定を考えるとどうしてもQ&Aの解釈のとおりとなり、骨子案はリスクが残ると思う。Q&Aに従い延長期間を30日以内にした場合に事務的な支障が出るかどうか。

(藤原部会長) 現状、45日以内で処理できているのであれば、ここまでの議論は必要ないと思う。そこまでの統計はないのか。

(事務局) 次回までに統計は整理する。

(松村委員) 統計とほかの自治体の状況も確認したらどうか。

(藤原部会長) 本日の個人情報保護法の改正に係る議論はここまでとす

	<p>る。</p> <p style="text-align: center;">【以下非公開】</p> <p>2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第60回会議議事録の承認</p> <p>3 大量審査請求に係る課題の審議 裁決書の理由記載案を基に、大量審査請求案件の今後の処理について検討した。 特定の土地に係る開示請求等を権利濫用とした非開示決定は妥当であるとの答申がなされた後も同一の争点に関して繰り返しなされている審査請求について、審査請求の利益を欠く不適法な審査請求であるとして審査会に諮問せず却下できることを確認した。</p>
<p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市個人情報の保護に関する条例 骨子案</p> <p>(2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 骨子案</p> <p>(3) 条例改正スケジュール (案)</p> <p>(4) 資料①個人情報保護法の改正について</p> <p>(5) 資料② (参考) 横浜市財産評価審議会条例 (抜粋)</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回：令和4年4月15日 (金) 市庁舎11階S10会議室</p>

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 藤原 静雄